

下水道使用料の改定について(概要版)

1 改定の趣旨

本市の下水道使用料は、平成16年に改定した旧石巻市の料金体系をもとに、平成23年に全市統一料金となるよう改定を行って以降、消費税及び地方消費税の税率の改定を除き、下水道使用料の改定は行っていません。

一方で、平成17年の合併時点で、約17万人であった本市の人口は、全国的な少子高齢化に加え、東日本大震災による甚大な被害を受けた影響もあり、令和6年度には約13万人にまで減少し、推計では今後も減少していくことが見込まれます。

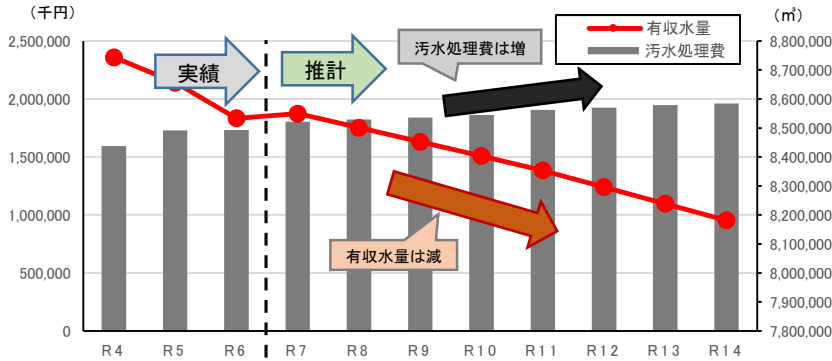
こうした中、令和3年度までは、増加傾向で推移してきた下水道使用料収入は、令和4年度以降、減少に転じ、今後も人口減少の影響による有収水量の減少により、下水道使用料収入が減少していくことが見込まれます。

加えて、汚水処理に要する経費は、物価高騰による流域下水道維持管理費の増加や老朽化が進む処理場等の修繕・改修費用など、経費の増加が続いており、今後も増加傾向で推移することが見込まれ、汚水処理費を下水道使用料収入で賄えず、不足部分を一般会計からの繰入金で補填せざるを得ない状況であることから、下水道使用料の改定を行うものです。

2 現状と課題

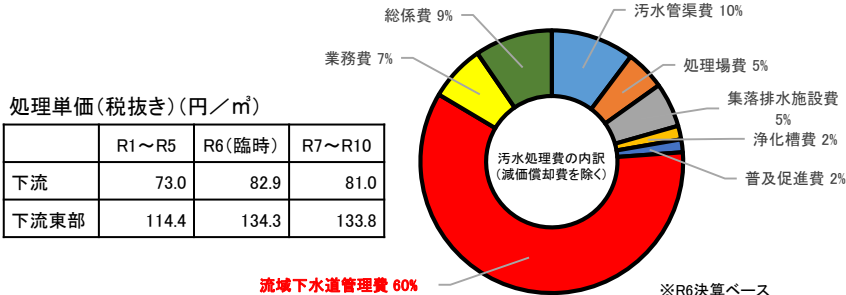
(1) 汚水処理費と有収水量

使用料の対象となる有収水量は、減少傾向で推移する一方、物価高騰などにより、維持管理経費を含む、汚水処理費は増加していく見通しです。



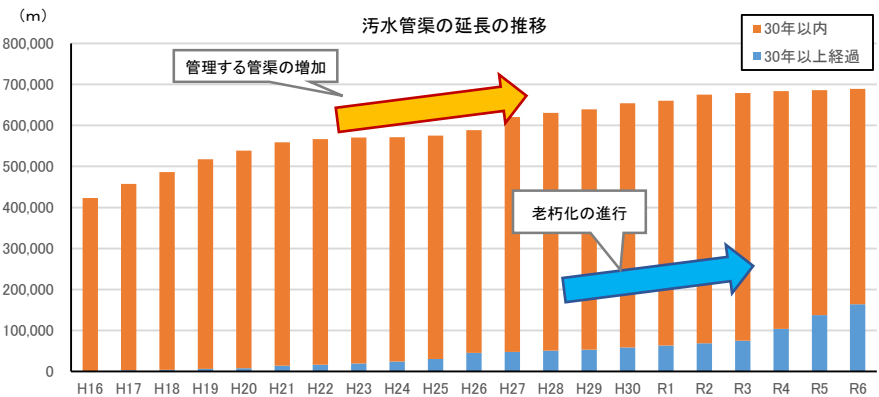
(2) 汚水処理費の内訳

汚水の処理に要する経費の半分以上を流域下水道に対する維持管理負担金に占めており、処理単価の上昇により今後も大きな費用が見込まれます。



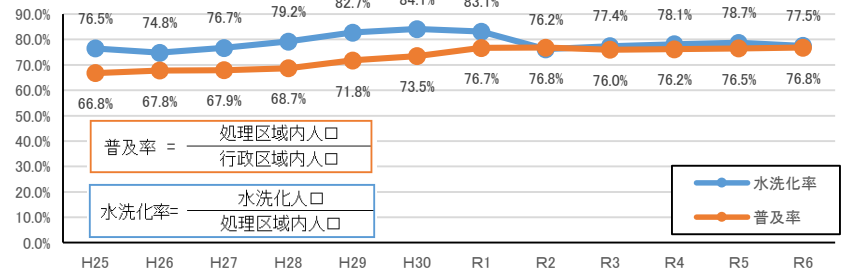
(3) 施設の老朽化

汚水管の延長は約680kmであり、一部の管渠ではすでに供用開始から40年以上が経過するなど、管渠の老朽化により修繕・改修費用が増加する見通しです。本市では汚水管の老朽化を起因とする事故は発生していませんが、計画的な改修が必要です。



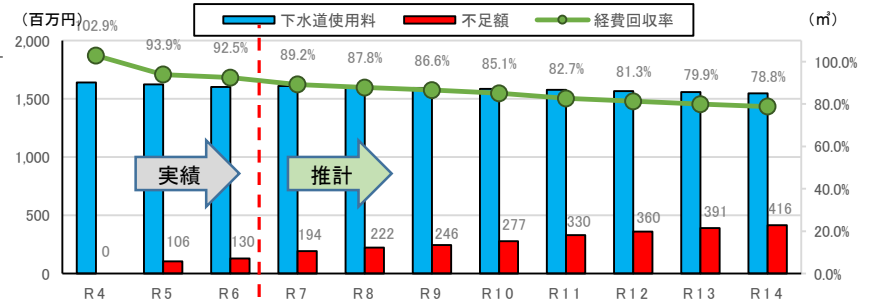
(4) 水洗化率と普及率

総人口に対する下水道を使用できる人の割合を示す普及率は、下水道の整備により上昇しているものの、微増で推移しており、下水道に接続している割合を示す水洗化率は、70%から80%代で推移し、伸び悩んでいます。



(5) 下水道使用料と経費回収率

下水道使用料収入が減少していくため、見込まれる汚水処理費に対する不足額が増加し、経費回収率が低下し、経営は一段と厳しくなっていく見通しです。



3 効率的な経営の取組

(1) 水消化率の向上

下水道接続への阻害要因として一番多い経済的要因である『接続工事の費用負担』への対応として、浄化槽や汲み取り槽から下水道への切替費用を支援する補助制度の上限額を10万円から20万円に増額し、制度の拡充を図っています。

(2) 収納率の向上

受益者負担の公平性、適正化を保ち、健全な下水道経営のためには、滞納となった使用料を効果的に徴収し、不納欠損額を減らすことは、非常に重要であるため、収納率の向上に取り組んでいます。

(3) 汚水処理施設の統合

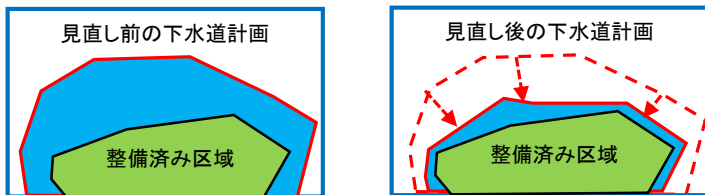
鹿又地区の農業集落排水施設を公共下水道へ接続し、老朽化が進んでいた処理場を廃止し、維持管理費を削減しました。

同様に施設の老朽化が進んでいる農業集落排水施設を公共下水道へ接続し、施設の廃止により、経費の削減に取り組めます。

(4) 汚水処理施設の効率的整備

震災後、雨水の整備を優先的に進めてきたため、公共下水道の普及率は県内平均よりも低く、現在の事業費ベース（約4億円/年）で計画どおり汚水整備を進めた場合、全体計画区域内の整備に百年以上の期間が必要であり、将来の人口減少や高齢化率の増加、厳しい財政状況を捉えた全体計画の見直しに取り組めます。

計画見直しのイメージ



4 下水道使用料の見直しの必要性

課題に対する対応を進め、経費の抑制を図り、効率的な運営への取組を進めていくものの、収入面でも改善を図っていく必要があります。

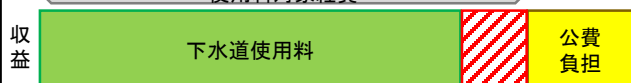
現在の使用料体系では、汚水処理費を使用料で賄いきれず、不足分を一般会計からの繰入金に依存している状態であり、受益を受けていない方にも負担が生じている状態です。

汚水処理費



使用料の対象となる経費は、雨水処理に要する経費を除いた汚水処理費。

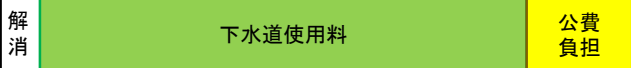
使用料対象経費



目指す姿

不足部分

現在は、汚水処理費を使用料で賄えていないため、経費回収率が100%を下回っている。



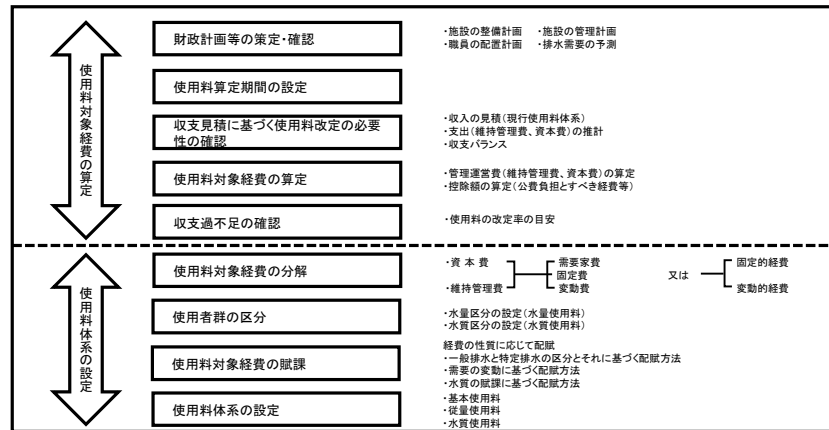
不足部分を使用料で賄い、経費回収率が100%となるよう使用料体系の見直しを行います。

※公費負担とは、不明水の処理に要する経費や高資本費対策に要する経費など、汚水処理費の中でも、『公的な便益が認められる経費』は、私費（下水道使用料）ではなく、公費（一般会計繰入金）で負担することされており、使用料対象経費から除いています。

5 下水道使用料の改定の検討

(1) 使用料算定までの流れ

※出典：公益社団法人日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方」



(2) 使用料算定期間と改定率の検討

算定対象期間は、経営戦略において、4年ごとに使用料体系の見直しを行うこととしており、令和8年度から令和11年度までの期間とします。

令和11年度末時点で経費回収率が100%となるには、不足額約3億3千万円、令和5年度の使用料収入（1,623,980千円）に対して、17.4%の改定が必要です。

しかし、改定幅が大きいため、下水道使用者の負担を考慮し、令和10年度末時点で経費回収率100%を達成することを目標とし、使用料体系を設定します。

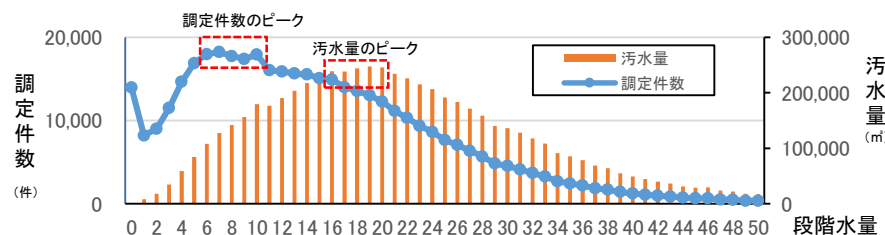
なお、不足部分は、経営戦略に掲げた取り組みを進め、歳出の抑制・歳入の確保を図り、不足額の解消に取り組んでいきます。

(単位：千円)

	R8	R9	R10	R11	総額	平均
汚水処理費①	1,824,618	1,839,771	1,862,506	1,907,051	7,433,946	1,858,486
維持管理費	1,580,649	1,581,944	1,583,809	1,607,127	6,353,529	1,588,382
資本費	243,969	257,827	278,696	299,925	1,080,417	270,104
下水道使用料②	1,602,308	1,593,819	1,585,259	1,576,633	6,358,019	1,589,504
経費回収率(②/①)	87.8%	86.6%	85.1%	82.7%	85.5%	85.5%
不足部分	222,310	245,952	277,247	330,418	1,075,927	268,982
改定率(対R5年度決算)	12.4%	13.3%	14.7%	17.4%	14.4%	14.4%

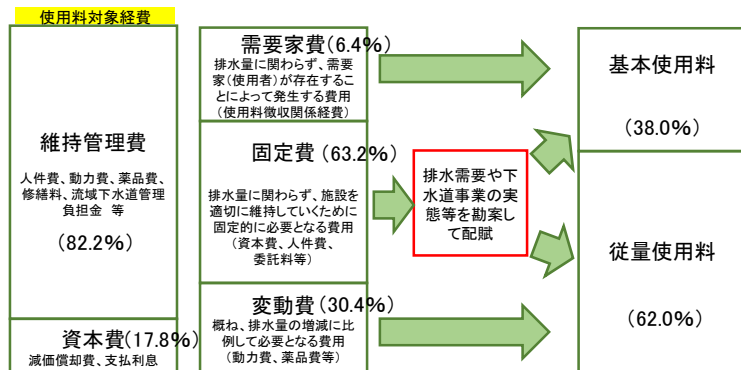
(3) 下水道使用料の現状と特徴

調定件数では、6㎡から10㎡までの水量使用者が多く、汚水量では16㎡から20㎡までの割合が多くなっています。



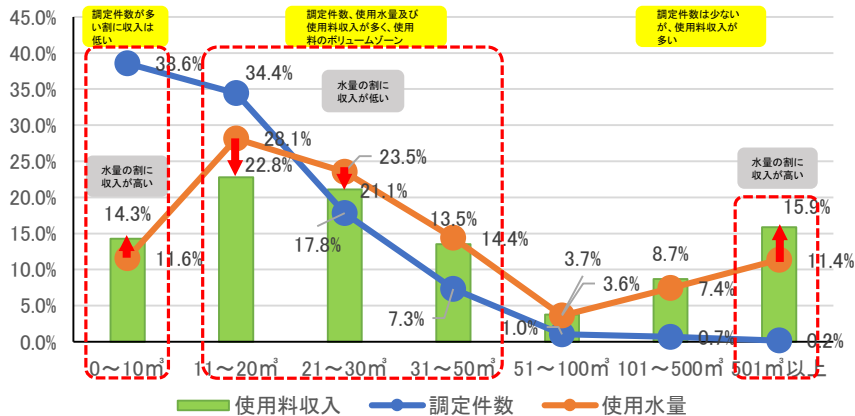
(4) 使用料対象経費の分解

使用料対象経費を分解すると、変動費（30.4%）に対し、固定費（63.2%）の割合が高く、基本使用料の割合を高くする必要があります。



(5) 使用者群の区分

0~10m³の使用水量の割合に対し、使用料収入の割合は高くなっている一方、11~50m³の使用水量区分では、水量に対する使用料収入の割合は低くなっています。



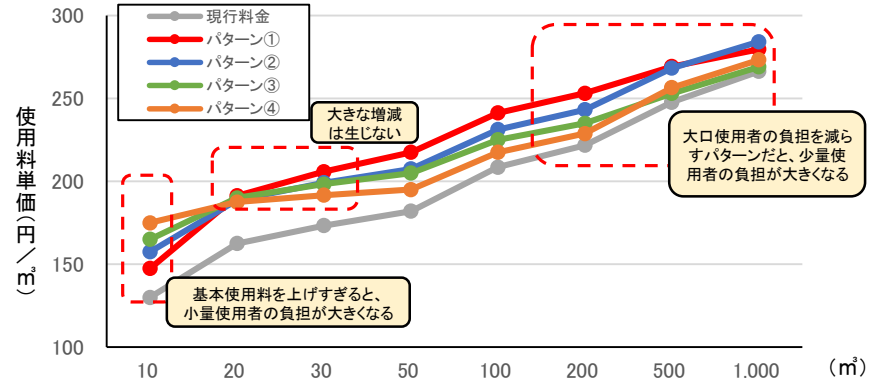
(6) 使用料体系の検討

基本使用料、従量使用料ともに上げる案を検討し、基本使用料の割合を上げ、従量使用料の逦増制の緩和を図るパターンを4パターン検討します。

パターン	基本使用料	従量使用料			
		11~50m ³	51~200	201~500m ³	501m ³ 以上
現在の体系	1,300円	195円	235円	265円	285円
パターン① 現在の割合(38%)を維持	1,475円 (+13.5%)	235円 (+20.5%)	265円 (+12.8%)	280円 (+5.7%)	290円 (+1.8%)
パターン② 基本使用料を40%	1,575円 (+21.2%)	220円 (+12.8%)	255円 (+8.5%)	285円 (+7.5%)	300円 (+5.3%)
パターン③ 基本使用料を42%	1,650円 (+26.9%)	215円 (+10.3%)	245円 (+4.3%)	265円 (±0.0%)	285円 (±0.0%)
パターン④ 基本使用料を45%	1,750円 (+34.6%)	200円 (+2.6%)	240円 (+2.1%)	275円 (+3.8%)	290円 (+1.8%)

現行とパターン別の使用料単価を比較したグラフです。基本使用料の改定幅を大きくすると、従量使用料の改定幅を抑えられるものの、1~2人世帯などの少量使用者の負担が大きくなります。

基本使用料の割合は維持し、基本使用料の改定幅を抑え、大口利用者の負担にも配慮したパターン①を採用します。



6 改定(案)後の使用料体系

下水道使用料の改定の検討にあたっては、石巻市下水道事業運営審議会での委員の皆様からご意見をいただき、会議での議論を踏まえ、改定内容について諮問し、答申をいただきました。

(1) 現行と改定案の使用料体系(税抜き)

区分	現行	改定案	差額	改定率
基本使用料(10m ³ まで)	1,300円	1,475円	175円	13.5%
従量使用料				
11m ³ から50m ³ まで	195円/m ³	235円/m ³	40円	20.5%
51m ³ から200m ³ まで	235円/m ³	265円/m ³	30円	12.8%
201m ³ から500m ³ まで	265円/m ³	280円/m ³	15円	5.7%
501m ³ 以上	285円/m ³	290円/m ³	5円	1.8%

使用水量	10m ³	20m ³	30m ³	500m ³	1,000m ³
イメージ	1人世帯	平均世帯	4人世帯	商店	工場
現行料金①	1,430円	3,575円	5,720円	136,235円	292,985円
新料金②	1,622円	4,207円	6,792円	148,087円	307,587円
差額 ③(=②-①)	192円	632円	1,072円	11,852円	14,602円
改定率 ③/①	13.4%	17.7%	18.7%	8.7%	5.0%

(2) 改定時期 令和8年4月使用分から

(3) 改定後の見通し

今回の改定により、令和8年度から令和10年度までは、経費回収率が100%を超える見通しですが、令和11年度には経費回収率が100%を割り、不足が生じる見込みです。

この不足部分は、経営戦略に掲げた取り組みを進め、歳出の抑制・歳入の確保を図り不足額の解消に取り組んでいきます。

また、石巻市下水道事業運営審議会からの答申に係る付帯意見(汚水に係る計画区域の見直し、経営戦略に掲げた取組、水洗化率の向上)を踏まえ、より効率的で、安定的な下水道事業経営の実現を図っていきます。

